

事 務 連 絡

平成 30 年 10 月 17 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課

衛生行政報告例における歯科技工所数の報告について

衛生行政報告例における歯科技工所数の報告については、「平成 26 年衛生行政報告例における歯科技工所数の報告の誤りについて」（平成 27 年 12 月 28 日付け厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡）（別添 1）において、留意点等を示しています。

また、歯科技工所の管理体制については、「無届の歯科技工所における歯科技工の防止について」（平成 29 年 9 月 7 日付け医政発 0907 第 7 号厚生労働省医政局長通知）（別添 2）において、体制整備についてお願いしています。

過去の当該報告において、誤りが確認された事例について再度とりまとめて下記に示しますので、貴職におかれましては、これを御了知の上、誤りの発生防止及び歯科技工所の管理体制に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については政策統括官付参事官付行政報告統計室にも連絡済みであることを申し添えます。

記

1. 「衛生行政報告例記入要領及び審査要領」において、「歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する歯科技工所の年末現在数を、法第 21 条の規定による届出に基づいて、業務に従事する者数別に区分して計上すること。特に、歯科技工所の開設・廃止等の手続きの有無について十分に確認し、正確に計上すること。」とされているにも関わらず、歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号）第 5 条第 3 項の規定に基づく業務従事者届により届出られた歯科技工所のみを計上し、報告した。

2. また、同要領において、「政令市又は特別区のある都道府県にあつては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。」とされており、当該都道府県内に開設されている歯科技工所全数を計上する必要があるにも関わらず、政令指定都市分のみ計上し、保健所設置市等のその他の保健所に届け出られた歯科技工所について、計上漏れがあった。

3. 平成 28 年衛生行政報告例より第 41 歯科技工所「業務に従事する者数別」の「5人以上」の区分が、「5～9人」、「10～19人」「20人以上」に細分化されているにも関わらず、「10～19人」並びに「20人以上」に区分すべき数を、「5～9人」の区分に計上し、報告した。

以上

(写)

事務連絡

平成 27 年 12 月 28 日

各 都道府県 医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課

平成 26 年衛生行政報告例における歯科技工所数の報告の誤りについて

今般、平成26年衛生行政報告例において公表された歯科技工所数の計上方法等に誤りのある事例が確認されました。

当該報告については、「記入要領及び審査要領」に記載しているとおり、歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する歯科技工所の年末現在の数を、法第21条の規定による届出に基づいて計上すること、政令市又は特別区のある都道府県にあつては、政令市又は特別区分を含めて計上すること、とされております。

今回誤りが確認された事例について下記に示しますので、貴職におかれましては、これを御了知の上、管下の政令指定都市、保健所設置市及び特別区に対し周知いただくとともに、誤りの発生防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課行政報告統計室にも連絡済みであることを申し添えます。

記

1. 歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第5条第3項の規定に基づく業務従事者届により届出られた歯科技工所のみを計上し、報告した。
2. 政令指定都市分のみ計上し、その他の保健所に届け出られた歯科技工所について、計上漏れがあった。

以上

(写)

別添2

医政発 0907 第 7 号
平成 29 年 9 月 7 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

無届の歯科技工所における歯科技工の防止について

歯科技工所の開設に際しては、歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、歯科技工所を開設した者は、開設後 10 日以内に、開設の場所や歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）第 13 条に規定する管理者の住所及び氏名、構造設備の概要等について都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。）に届け出なければならないとされているが、今般、こうした開設の届出を行わずに歯科技工を行っている歯科技工所（以下「無届の歯科技工所」という。）が存在することが報告されている。

無届の歯科技工所は、管理体制が不十分であったり、規則第 13 条の 2 に規定する構造設備基準を満たしていない等の可能性があり、作成した補てつ物等が衛生上有害なものとなるおそれもある。

以上を踏まえ、無届の歯科技工所における歯科技工を防止するため、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長におかれては、下記の事項についてお願いする。

記

1. 貴管下の歯科医療機関に対し、無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないよう注意喚起されたいこと。また、委託先の歯科技工所について、開設の届出がなされているか否か疑義が生じた場合には、当該歯科技工所に「歯科技工所の開設届出に関する証明書（※）」の提示を求め、又は保健所等に問い合わせる等の方法により、無届の歯科技工所でないことを確実に確認するよう周知されたいこと。

※ 「歯科技工所の開設届出に関する証明書等について（平成 23 年 11 月 11 日付け 医政歯発 1111 第 1 号）」において、様式例を示しているので、参考にされたい。

2. 管内の歯科技工所が、法第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく届出を行っているか否かについて改めて確認を行っていただくとともに、開設の届出がなされた歯科技工所には管理番号を付与する等、管内の歯科技工所を管理するための体制整備に努められたいこと。また、管内の歯科技工所について、開設の届出がなされた歯科技工所であるか否か歯科医療機関が容易に確認できるよう、各都道府県、保健所設置市及び特別区のホームページ等に開設の届出がなされた歯科技工所の一覧を掲載する等の方法により、積極的な情報提供に努められたいこと。
3. 無届の歯科技工所に関する情報に接した際には、実態を調査した上、速やかに開設の届出を行うよう指導の徹底をされたいこと。また、届出の際、歯科技工所の構造設備が不完全であって、作成した補てつ物等が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、法第 24 条の規定に基づく構造設備の改善命令を行われたい。